

◇大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 1 児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部幼保企画課)